

## 「週休2日取得モデル工事（交替制）」

### 実施要領【農業土木工事】

#### 第1 趣旨

建設産業において担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があり、「働き方改革」が急務になっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとって魅力ある産業となるよう、より一層の週休2日の浸透を図るため、現場閉所することが困難な工事を対象に、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日を取得する「週休2日取得モデル工事（交替制）」を、関係法令のほか本要領に基づき試行する。

#### 第2 用語の定義

下記を総称して「交替制による週休2日」という。

##### 1 週単位の週休2日

「交替制による週単位の週休2日」とは、対象期間<sup>※1</sup>のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日<sup>※2</sup>を確保する取組をいう。

##### 2 月単位の週休2日

「交替制による月単位の週休2日」とは、対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上<sup>※3</sup>の休日を確保する取組をいう。

##### 3 通期の週休2日

「交替制による通期の週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

※1 「対象期間」には、年末年始6日間・夏季休暇3日間、余裕期間（「施工時期選択可能工事」の場合）等を含まない。ただし、施設機械は、現場作業のみを対象とする（工場製作のみの期間は含めない）。

※2 1週間に2日間以上の休日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

※3 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

#### 第3 発注方式

##### 1 受注者希望型

週休2日の取組を希望する受注者は、工事着手前に、週単位または月単位のどちらに取組むかを選択し、選択結果について発注者と協議する。なお、通期の週休2日は必須とする。

#### 第4 適用日

令和7年7月20日以降に入札の公告又は指名通知を行う、交代制による週休2日取得が可能な当初設計額2,000千円を超える工事に適用する。

#### 第5 試行対象外工事

以下に該当する工事は、原則「週休2日取得モデル工事（交替制）」制度の対象外とする。

- ・ 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したもの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事（現場閉所型または交替制）」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。\*

※ 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

## 第6 施設機械工事の取扱い

### 1 週休2日対象期間

現場作業のみを対象とする（工場製作のみの期間は含めない）。

### 2 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外
施設機械設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費（共通仮設費、据付間接費） ○設計技術費
鋼橋製作架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○直接製作費の労務費 ○間接製作費 ○間接工事費（共通仮設費）
電気通信設備工事	据付工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費 ○間接工事費（現場管理費）	○間接工事費（共通仮設費、機器間接費）

## 第7 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費、現場管理費率、市場単価・土木工事標準単価とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

### 1 工事発注～契約後（受注者希望型）

- (1) 発注者は、原則、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」実施要領に基づき当初発注を行うこととするが、受発注者協議により「週休2日取得モデル工事（交替制）」に取組むこととした場合は、「4週8休相当以上の休日取得を達成した場合」の補正係数を下記のとおり乗じ、設計価格を算出する。

【補正係数の一覧表】

	交替制による 週単位の週休2日 【休日率 28.5%（2日/7日）以上】	交替制による 月単位の週休2日 【休日率 28.5%（8日/28日）以上】
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02
市場単価 標準単価	「市場単価・土木工事標準単価補正係数の一覧表」 は、県農地部農地管理課ホームページを参照する	

- (2) 設計書に、別紙3「『週休2日取得モデル工事（交替制）』受注者希望型特記仕様書」を添付する。
- (3) 契約後速やかに「週休2日取得モデル工事（交替制）」受注者希望型であることを受発注者で確認する。
- (4) 受注者は、契約後、交替制による週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督員へ提出する。
- (5) 受注者が週休2日の取組を希望しない場合、発注者は【補正係数の一覧表】の補正を行わず、減額変更する。

### 3 工事施工中

- (1) 受注者は、施工計画書の提出時に、技術者及び技能労働者が週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。
- (2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。
- (3) 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

#### 4 現場完了以降

- (1) 受注者は、別紙4「週休2日取得モデル工事（交替制）労働者の休日取得確認表」を作成し、現場完了日以降、速やかに監督員へ提出する。
- (2) 発注者は、技術者及び技能労働者の休日取得状況を以下により確認する。

##### 【休日取得の確認方法】

休日取得率(%) = 全対象者の「休日日数」 ÷ 全対象者の「勤務期間」

- ※1 「休日取得率は小数第2位を四捨五入する。」
- ※2 「勤務期間」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間をいう。
- ※3 「休日日数」とは、連続7日間以上(休日含む)の勤務期間中に取得した休日をいう。なお、勤務期間の初日と最終日が休日となる場合は当該日も勤務期間に含めるが、休日が施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は休日として扱わない(施工体制台帳に記載されている工期外の勤務は建設業法違反)。
- ※4 当該現場での連続7日間以上(休日を含む)の勤務期間が複数存在する労働者は、それぞれの期間で休日取得率を算出する。なお、連続7日間未満(休日含む)の期間は、休日取得率算出の対象外とする。
- ※5 年末年始休暇や夏季休暇を取得する労働者は、年末年始休暇では6日間、夏季休暇では3日間を勤務期間及び休日日数から除いて休日取得率を算出する。また、この他に勤務期間及び休日日数から除く期間は以下の期間とする。
  - ・工場製作のみの期間
  - ・工事事故等による不稼働期間
  - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
  - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
  - ・工事の全面中止期間
  - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (3) 発注者は、工事完成時に技術者及び技能労働者の休日率を確認後、達成状況に応じて精算変更を行う。交替制による週単位の週休2日を達成した場合は、【補正係数の一覧表】に基づき増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。

#### 第8 各費目の算定

各費目の算定は、下記によるものとする。

##### 【労務費】

補正労務単価 = 労務単価(補正前) × 冬期補正または時間的制約補正 × 週休2日補正係数

<円未満切り捨て>

##### 【現場管理費率】

補正現場管理費率(%) = 現場管理費率(補正前) × 施工地域補正係数

× 情報化施工技術補正係数 × 週休2日補正係数 + 施工時期補正值

<小数点第3位四捨五入2位止め>

##### 【市場単価・土木工事標準単価（以下、市場単価等）加算率・補正係数割増】

###### (1) 加算率・補正係数割増がない場合

標準の市場単価等 × 週休2日の補正係数 = 補正後単価

<円未満切り捨て>

###### (2) 加算率・補正係数割増がある場合

S:加算率、K:補正係数

(標準の市場単価等 × 週休2日の補正係数) × (1 + S0 or S1 or … or Sn / 100) × (K1 × K2 × … × Kn)

= 補正後単価

##### 【計算順序①】

(標準の市場単価等 × 週休2日の補正係数) = 補正後単価

<円未満切り捨て>

##### 【計算順序②】

加算率・補正係数の算出

(1 + (S0 or S1 or … or Sn) / 100) × (K1 × K2 × … × Kn) を行う。

<端数処理がある場合は、各施行単価で設定>

[計算順序③]

①で算出した値×②で算出した値=補正後単価

<円未満切り捨て>

(3) 加算額

[労務費が含まれる場合]

標準の市場単価等(加算額)×週休2日の補正係数=補正後単価

<円未満切り捨て>

[労務費が含まれない場合]

労務費が含まれない加算額は補正対象外

※加算額は、(1)又は(2)で算出した補正後単価に加算する(端数処理なし)。